玉 [土交通省国立研究開発法人審議会令 参照条文

○国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)

審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。八条の第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査察 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、 重要事項に関する調査審 不服

○独立行政法人通則法 (平成十一 年法律第百三号)

(定義)

2

国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発(以下「研究開発」という。)に係るものを主要な業務として で定めるものをいう。 上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的

略)

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標 う。)を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 (以下「中長期目標」とい

- 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。 業務運営の効率化に関する事項研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項中長期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
- 三二
- 財務内容の改善に関する事項
- 五四 その他業務運営に関する重要事 項

中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならな

3

- 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を研究開発に関する審議会)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)の意見を聴かなければならない。 成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。 を除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。)に関する事項について、 主務大臣は、 前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるもの あらかじめ、 審議会等(内閣府設置法
-)で政令で定めるもの
- 5 委員に任命することができる。 発に関する審議会
- 6 -表する者となることはできず、当該委員の数は、 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、 研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。 研究開発に関する審議会の会務を総理し、 研究開 発に関する審議会を

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

第三十五条の六 定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。 国立研究開発法人は、 毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいず れに該当するかに応じ当該各号に

- 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- ?目標の期間における業務の実績 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長
- 開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を 発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長(以下この項において「最初の国 条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる国立研究開 立研究開発法人の長」という。)の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績 なければならない。
- 第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しな国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号 ればならない。
- 三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するととも・ 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後 公表しなければならない。
- 5 て以は第一 二項 の評価は、 第 項 第 号、 第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務 の実績について総合的 な評定を付

- ける中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、 行わなければならない。この場合において、 その結果を考慮して行わなければならない。 第一項各号に規定する当該事業年度における業務の 実績に関する評 価 は、 当該事 業年度にお
- 6 る審議会の意見を聴かなければならない。 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、 研究開発の事務及び事業に関する事項について、 あらかじめ、 研 究開 発に 関 す
- 実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。 表しなければならない。この場合において、 主務大臣は、 第一項又は第二項の評価を行ったときは、 第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の 遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、 その評価 \mathcal{O} 結果を通知するとともに、
- 8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、 主務大臣に意見を述べなければならな
- 9 主務大臣は、 第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、 当該国立研究開発法人に対し、 業務運営の改善その他 の必

・長期目標の期間の終了時の検討

要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 第三十五条の七 る評価を行ったときは、 織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、 主務大臣は、 中長期目標の期間の終了時までに、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組 前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関 業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。 す
- 2 聴かなければならない。 主務大臣は、 前項の規定による検討を行うに当たっては、 研究開発の事務及び事業に関する事項について、 研究開発に関する審議会の意見を
- 3 主務大臣は、 前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。 第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、 公表しなければならない。
- 5 頭の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

4

委員会は、

- 6 委員会は、 前項の勧告をしたときは、 当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、 その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めること